

下記の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

平成28年5月20日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

訪日外国人向けオプショナルツアー等造成促進業務委託

(2) 業務内容

東京及び県内発着のオプショナルツアーの商品造成、誘客チャネルの開発及び広報・PR

(3) 委託価格の限度額

4,300千円（税込み）

2 委託期間

契約締結日から平成29年3月17日（金）

3 応募資格

次の条件を全て満たす法人とする。

(1) 受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 次のアからオのいずれにかにも該当する者でないこと。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下各号において同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

4 選定基準

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

5 手続き等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県文化・観光部観光交流局観光振興課

電話番号：054-221-3734 FAX番号：054-221-3627 Eメール：kankou3@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 募集要領及び仕様書の配布

ア 配布期間 公告の日から平成28年5月26日（木）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 配布場所 上記(1)に同じ

(3) 提出書類

ア 提出書類 参加申込書、企画提案書、見積書、会社概要ほか企画提案募集要領に記載された書類

イ 提出期限 参加申込書：平成28年5月30日（月）午後5時 持参または郵送
企画提案書ほか：平成28年6月10日（金）正午 持参または郵送

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

6 その他

(1) 提出書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本業務委託の受託者選定に係る企画提案の参加に要した一切の費用は、企画提案者が負担する。

(3) 詳細は訪日外国人向けオプショナルツアーや造成促進業務委託募集要領による。